

# 特別定額給付金のお知らせ

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として、特別定額給付金が給付されることになりました。詳細については、以下のとおりとなります。

給付対象者	令和2年4月27日(月)において住民基本台帳に登録されている方。受給権者は、その者の属する世帯の世帯主。	
給付額	給付対象者1人につき10万円	
給付方法	口座振込(口座をお持ちでない方や特別な事情がある方はご相談ください。)	
申請方法	郵送申請方式	同封された申請書に押印・振込先口座を記入し、振込先口座と本人確認書類のコピーを同封の上、返送してください。
	オンライン方式	マイナンバーカードによる電子申請
	臨時窓口	裏面のとおりに

## 役場窓口で申請する場合

### 【持参するもの】

- ①送付された申請書
- ②世帯主の通帳
- ③印鑑
- ④身分証明書(保険証や運転免許証など)

お忘れなく!

申請期間は

8月7日まで  
となっております。



# 申請書受付窓口について

- 受付時間 午前9時～午後3時まで
- 各地区での受付

月 日	対象地区	時 間	場 所
5月16日 土	松浦・吉野	9:00～15:00	松浦・吉野町内会館
	館崎・吉岡・美山 (全地区対象)	9:00～15:00	吉岡総合センター
	宮歌・豊浜	9:00～15:00	宮歌・豊浜町内会館
	白符	9:00～15:00	白符ふれあいセンター
	日向	9:00～15:00	日向町内会館
	福島・桧倉 (全地区対象)	9:00～15:00	福島町役場
5月17日 日	月崎1・2・塩釜	9:00～15:00	浜中母と子の家
	浦和・岩部	9:00～15:00	浦和生活館
	緑町・丸山団地 新栄町・三岳1	9:00～15:00	福祉センター
	三岳1	9:00～15:00	三岳母と子の家
	三岳2	9:00～15:00	三岳寿の家
	千軒	9:00～15:00	千軒活性化センター
	全地区対象	9:00～15:00	吉岡総合センター
	全地区対象	9:00～15:00	福島町役場

※5月13日～15日まで、役場及び吉岡総合センターにおいて臨時窓口を開設します。

※申請書の受付は、地区外の会場でも可能です。

※5月18日以降、町民課並びに吉岡支所の窓口でも随時受け付けします。

